

## 高岡市総合交通戦略推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 高岡市総合交通戦略に掲げる施策について、関係者が相互に連携し、事業を一体的に推進するため、高岡市総合交通戦略推進協議会（以下「推進協議会」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 推進協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 高岡市総合交通戦略に関すること
- (2) その他高岡市の都市交通に関すること

### (組織)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから推進協議会へ参加を求めるものとする。

- (1) 都市交通に関し学識経験を有する者
- (2) 交通事業者
- (3) 関係行政機関職員
- (4) 市民代表
- (5) 経済団体

### (会議)

第4条 推進協議会は、市長が招集する。

- 2 推進協議会の参加者は、その互選により、推進協議会を進行する座長を定めるものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、推進協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 推進協議会の庶務は、高岡市市長政策部総合交通課で処理する。

### (細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年11月27日から施行する。